

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年10月9日（平成30年（行情）諮問第439号）

答申日：平成30年12月11日（平成30年度（行情）答申第349号）

事件名：特定事件番号の事件において特定罪が立証された事実関係証明書類等の不開示決定（適用除外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定事件番号の事件の記録のうちの特定罪が立証された事実関係証明書類及び録画音声記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）の規定は適用されないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月6日付け特定文書番号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料については省略する。

##### （1）審査請求書

「手術同意書には半月の措置については書いておりませんでした。この点は私の完全なミスです。患者には直接謝罪しております」との記載ある紹介状が、特定病院Aの主治医から特定病院Bの担当医に書かれておりました。それは特定警察署にも見せました。

特定年月日、特定病院Aを訪問し、その件につき説明を求めましたが、椅子に座ったとたん不当に拘束され、かけつけた警察から実況見分もなく長期にわたり留置場に拘留されました。

留置場では、警察から弁護士をつけられましたが、当該弁護士からは「方針の違い」を理由に一方的に弁護を拒否されました。

上記の事実を明確にするために行政文書開示請求をしました。当該文書を不開示とする処分は不当であると考えます。

##### （2）意見書

理由説明書（下記第3）に対する意見。

「諮問庁において、原処分を維持することが妥当である」との決定に

は私は納得ができません。

私は特定病院Aの違法な手術の後遺症により身体障害者になりました。特定年月日に同病院を訪問した際も立ち話は苦痛なので長椅子に座ったところ、同時に足を股に差し込まれ暴行を受け監禁拘束されました。手術部位である特定部位も攻撃されました。

警察官が来ると解放されましたが、これは病院側が被害者を装った冤罪事件です。手錠をされる時に警察官に「これは冤罪である」と主張しました。警察官も上司に報告しました。

その時、私は特定病院Bへの紹介状の開示を請求して事件となりました。私としては説明責任を果たしてもらいたいのです。

行政文書開示請求をしたのは上記の事実を明確にすることが目的です。総務省特定管区行政評価局が認可した診療情報提供申請を添付します。

「開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きい」との記載がありますが、本件の場合、犯罪の捜査、公訴の維持その他公共安全と秩序維持のおそれが大きいとは思われません。

よって原処分を維持することは不当であると考えます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### (1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定事件番号の事件の記録のうちの特定罪が立証された事実関係証明書類及び録画音声記録」を対象としたものである。

##### (2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求は「事件記録及び押収物」の開示を求めるものであり、本件対象文書について、その存否はさておき、請求自体からして、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条の2第1項の規定により法の適用が除外される訴訟に関する書類及び押収物に該当するとして、不開示決定（原処分）を行った。

#### 2 本件諮問の要旨

審査請求人は、処分庁の決定に対し、不開示決定を取り消し、行政文書を開示するとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、理由を述べる。

#### 3 「訴訟に関する書類及び押収物」の意義

「訴訟に関する書類及び押収物」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類及び押収物であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟

に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法（40条、47条、53条、299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、「訴訟に関する書類及び押収物」については、法第4章の適用除外とされたものである。

また、刑訴法53条の2は、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外について規定しているところ、同条が、その適用除外対象について、「訴訟記録」だけに限らず、「訴訟に関する書類及び押収物」と規定していることから、被疑事件・被告事件に関して作成された書類及び押収物の全てが同条の規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当である。

#### 4 本件対象文書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することについて

本件開示請求は、特定の被疑事件の存在を前提に、当該事件に関する「特定罪が立証された事実関係証明書類及び録画音声記録」の開示を求めるところ、これらの本件対象文書は、いずれも刑事事件の捜査の過程で作成又は取得された、それ自体が特定の刑事事件記録を構成するものであり、刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することは明らかである。

なお、前記3のとおり、「訴訟に関する書類及び押収物」は、訴訟記録のほか、不起訴記録等も含む趣旨であると解することが相当であることから、「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するか否かの判断は、当該事件記録に係る事件の起訴、不起訴などにより変わるものではない。

よって、本件対象文書は、特定事件に係る事件記録であり、事件記録は「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するため、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すると認められる。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、法の適用が除外されるため、処分庁が行った不開示決定は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、法の規定の適用が除外されているとして、これを不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について検討する。

##### 2 本件対象文書に対する法の規定の適用の可否について

(1) 刑訴法53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、同項に定める「訴訟に関する書類及び押収物」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類及び押収物をいい、訴訟記録に限らず、不起訴記録や不提出記録もこれに該当するものと解される。

##### (2) 「訴訟に関する書類及び押収物」該当性

本件対象文書は、「特定事件番号の事件の記録のうちの特定罪が立証された事実関係証明書類及び録画音声記録」であるところ、上記の「特定事件番号の事件」とは、本件開示請求書（添付書面を含む。）の記載によると、特定地方検察庁管内の特定区検察庁において不起訴処分とされた被疑事件を指すと認められるから、結局、本件対象文書は、上記のとおり不起訴処分とされた特定の刑事事件（被疑事件）に関して作成又は取得された文書及び押収物であると認められる。

(3) そうすると、本件対象文書は、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すると認められるから、法の規定は適用されないものである。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

##### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類及び押収物」に該当し、法の規定は適用されないとして不

開示とした決定については，本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すると認められるので，妥当であると判断した。  
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史